

伊 勢 市 公 報

第 47 号
平成 19 年 10 月 22 日
月 曜 日

目 次

| | 頁 |
|--------------------------------------------------|----|
| 規 則 | |
| ○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則 | 2 |
| ○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 4 |
| ○ 伊勢市会計規則の一部を改正する規則 | 6 |
| 訓 令 | |
| ○ 伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程 | 8 |
| ○ 児童手当の請求等に関する規程の一部を改正する規程 | 10 |
| 病院事業管理規程 | |
| ○ 伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程 | 12 |
| 告 示 | |
| ○ 収納代理金融機関の指定について | 14 |
| ○ 道路の区域変更について | 15 |
| ○ 道路の供用開始について | 16 |
| ○ 自動車臨時運行許可番号標の無効について | 17 |
| ○ 自動車臨時運行許可番号標の無効について | 18 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○ 三重海区漁業調整委員会委員選挙関係 ・ 選挙人名簿の縦覧日時及び場所について | 19 |
| ○ 検察審査員候補者選定関係 ・ 検察審査員候補者選定くじを行う日時・場所及び方法について | 20 |
| 上下水道事業告示 | |
| ○ 収納取扱金融機関の指定について | 21 |
| 公 告 | |
| ○ 農用地利用集積計画の作成について | 22 |
| ○ 伊勢市都市計画変更に係る都市計画の案の縦覧について | 23 |
| ○ 犬の抑留について | 24 |
| ○ 犬の抑留について | 25 |

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 43 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表市長印（市長の氏）の項中

| | |
|-----------------|---|
| 戸籍住民課長 | 1 |
| 各総合支所生活 環境課長 | 3 |

を

| | |
|-----------------|---|
| 戸籍住民課長 | 1 |
| 各支所長 | 9 |
| 各総合支所生活 環境課長 | 3 |

に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 44 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

様式第 12 号注意事項第 5 項中「又は郵便貯金の利子所得の非課税取扱い」及び「又は郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和 24 年法律第 213 号）第 7 条第 1 項に規定する委託事務を行う施設を含む。）」を削る。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 45 号

伊勢市会計規則の一部を改正する規則

伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 80 条第 1 項に次のただし書きを加える。

ただし、これにより難いときは、収納金に係る収入済通知書を市長に送付するものとする。

第 80 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項ただし書きの規定による送付を受けたときは、収納日報を作成するとともに会計管理者の振り出した小切手により収納金を受領させなければならない。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 10 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市訓令第8号

伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程

伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第9条各号列記以外の部分中「小包等」を「郵便物等」に改め、同条第2号中「秘書広報課」を「秘書課」に改め、同条第4号中「未納」を「未払」に、「納付して」を「支払って」に改める。

様式第9号中「市内特別」を「区内特別」に、「冊子小包」を「ゆうメール」に改め、「(郵便小包)」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際現にあるこの訓令による改正前の伊勢市文書管理規程に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

児童手当の請求等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 10 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市訓令第9号

児童手当の請求等に関する規程の一部を改正する規程

児童手当の請求等に関する規程（平成17年伊勢市訓令第27号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「日本郵政公社共済」を「日本郵政共済」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程を次の

ように定める。

平成19年10月 1 日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務

伊勢市病院事業管理規程第9号

伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程
伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程（平成17年病院事業管理規程
第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「

」を「

」に改める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

伊勢市告示第 108 号

伊勢市収納代理金融機関の指定について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 4 項の規定により、伊勢市収納代理金融機関を次のとおり指定する。

平成 19 年 10 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 収納代理金融機関の名称

株式会社ゆうちょ銀行

2 取扱事務の範囲

伊勢市公金の収納事務

3 指定日

平成 19 年 10 月 1 日

伊勢市告示第 109 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 19 年 10 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-------|--------|-----------------------------------------------|------|---------------|------------|
| 市道 | 西 2 号線 | 二見町今一色字栄松 501 番 1 地先から 二見町今一色字栄松 531 番地先まで | 旧 | 4.6~11.0 | 44.5 |
| | | | 新 | 4.6~19.7 | 44.5 |

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 110 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 19 年 10 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|---------|-----------------------------------------------|
| 西 2 号 線 | 二見町今一色字栄松 501 番 1 地先から 二見町今一色字栄松 531 番地先まで |

供用開始の期日 平成 19 年 10 月 15 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 111 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、許可を受けた者の居所不明により回収不能となったため、無効とします。

平成 19 年 10 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 紛失番号標番号
三重 30-25 伊勢 (2 枚組)

- 2 失効年月日
平成 19 年 10 月 15 日

- 3 貸与年月日
平成 18 年 10 月 10 日

伊勢市告示第 112 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、許可を受けた者の居所不明により回収不能となったため、無効とします。

平成 19 年 10 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 紛失番号標番号
三重 30-26 伊勢 (2 枚組)
三重 30-56 伊勢 (2 枚組)
- 2 失効年月日
平成 19 年 10 月 15 日
- 3 貸与年月日
平成 19 年 7 月 23 日

伊勢市選管告示第 64 号

平成 19 年 9 月 1 日現在で調製した三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧
日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 19 年 10 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 縦覧日時 平成 19 年 10 月 20 日（土）から 11 月 3 日（土）までの間、
毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 縦覧場所 伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

伊勢市選管告示第 65 号

平成 19 年度検察審査員候補者選定のためのくじを行う日時、場所及び方法を、下記のとおり定めます。

平成 19 年 10 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 日 時 平成 19 年 11 月 2 日（金） 午前 9 時
- 2 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
- 3 方 法 検察審査員候補者選定規程（平成 17 年選挙管理委員会告示第 12 号）によります。

伊勢市上下水道事業告示第 57 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 1 項並びに第 2 項の規定に基づき、本市水道事業及び下水道事業の公金の収納の事務の一部を取り扱わせるため、収納取扱金融機関を次のとおり指定したので、地方公営企業法施行令第 22 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 19 年 10 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

- 1 収納取扱金融機関の名称
株式会社ゆうちょ銀行
- 2 取扱事務の範囲
伊勢市水道事業及び下水道事業の公金の収納事務
- 3 指 定 日
平成 19 年 10 月 1 日

伊勢市公告第 64 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 19 年 10 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

| 利用権を設定する人 | 利用権の設定を受ける人 | 利用権設定面積 | 備考 |
|-----------|-------------|-----------------------|------|
| 2 人 | 1 人 | 990 m ² | 1 年 |
| 18 人 | 15 人 | 45,064 m ² | 3 年 |
| 1 人 | 1 人 | 5,658 m ² | 4 年 |
| 10 人 | 4 人 | 79,173 m ² | 5 年 |
| 3 人 | 2 人 | 2,201 m ² | 6 年 |
| 3 人 | 3 人 | 2,957 m ² | 10 年 |

伊勢市公告第 65 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 19 年 10 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 都市計画の種類

伊勢都市計画道路

7・6・1号倭姫蛙石線

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市立伊勢図書館

4 縦覧期間

自 平成 19 年 10 月 4 日（木）

至 平成 19 年 10 月 18 日（木）

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 66 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 10 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

| 番号 | 捕獲した場所 | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢 | その他 |
|----|--------|--------|----|----|----|--------|------|
| 1 | 伊勢市吹上 | ダルメシアン | | 雄 | 中 | 91 日以上 | 黒い首輪 |

2 抑留した日 平成 19 年 10 月 5 日

3 抑留期限 平成 19 年 10 月 11 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 67 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 10 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

| 番号 | 捕獲した場所 | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢 | その他 |
|----|--------|----|----|----|----|--------|--------------|
| 1 | 伊勢市中村町 | 雑種 | 白茶 | 雄 | 中 | 91 日以上 | 星条旗のような模様の首輪 |

2 抑留した日 平成 19 年 10 月 9 日

3 抑留期限 平成 19 年 10 月 12 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）